



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>地方分権に関する提案募集は、現在、国が持つ権限の移譲や規制の緩和を求めるものであり、第1次回答の前段に過去の答申等を記載いただいた趣旨は、現在どのような考え方にに基づき運用されているかについて状況説明するためであると考ええる。なお、平成17年12月9日地方制度調査会答申「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」においては、「地方公共団体の執行機関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。」「文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかを選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべき。」としており、こうした観点からの検討も必要とする。</p> <p>今回の提案は、文化財を観光資源等として活用するにあり、より効果的・効率的な施策展開が可能となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に使い首長部局でも所掌できるようにすること、また、災害によりき損した文化財等の復旧事業等を地方自治体の判断により事業着手できるようにすることを求めるものであり、文化財保護を軸かにし、活用を優先するものではない。なお、文化財保護行政上の4つの要請については、提案団体ヒアリングで述べたとおり、制度的な仕組みを検討するなどにより担保できるものと考ええる。</p> <p>また、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等により柔軟な運用が可能との回答であるが、事務委任又は補助執行は、首長自身に職務権限を移すものではないため、事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで国に対する申請手続などで不一致が生じ、責任の所在が不明確となることや書類の決裁等により、政策の意思決定までに時間がかかることといった課題があり、不十分である。</p> <p>今後、当該提案に係る方針決定を文化審議会文化財分科会企画調査会に委ねるのであれば、当該審議会において、可及的速やかに結論が得られるよう検討を行うとともに、検討に当たっては、提案団体や地方の意見を反映する機会を設けていただき、今回の提案内容の実現に向けた前向きな議論が行われるようお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 文化財保護行政については、教育委員会が所掌するか、長が所掌するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえ、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一体的に実施することが効果的であると考え、この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することと可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となる。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる。」「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。</p>	<p>現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。 企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめ、文化財の所管については次のとおり記された。 ○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政などの行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「4つの要請を十分に勘案し、これら各点により担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げ、これらに要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」 現在は、中間まとめのパブリックコメントを行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。 今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。 なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。</p>	<p>平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容</p>
<p>文化財行政について、地方分権の観点から、自治体がらさわしいと考える組織編成を「選択」できるよう、制度改正を求めるとの。 当然、従来からの「保存」や「専門性・客観性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一体的・調和的に生み出されるものと考えている。 政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じるなどにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 文化財保護行政については、教育委員会が所掌するか、長が所掌するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえ、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一体的に実施することが効果的であると考え、この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することと可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となる。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる。」「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。</p>	<p>現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。 文化審議会文化財分科会企画調査会8月末に審議の中間まとめを取りまとめ、文化財の所管については次のとおり記された。 ○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政などの行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「4つの要請を十分に勘案し、これら各点により担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げ、これらに要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」 現在は、中間まとめのヒアリングコメントを行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。 今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。 なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。</p>	
<p>情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるとの。前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減とすることが、実現に向け検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることと検討を進めること。 【全国市長会】 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金制度情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含め、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進め、その実施の可否を含め、申請に係る負担を軽減できるような方策を実施する方向で、関係部局で協力しながら検討を行う。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府(番号制度担当)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府(番号制度担当)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。</p>	<p>障害年金等による収入情報に係る情報連携については、現状、これらの年金制度における運用上の観点から、一律金くシステム化していない制度もあり、ご提案の対象となり得る特定医療受給者数に対して、システム改修・構築費用が膨大であること等の課題がある。 これを踏まえ、システム以外の対応も含め、申請者間で不合理的な負担とならず、申請に係る負担を軽減できるような方策を実施する方向で、関係部局で協力しながら検討を行う。 また、支給認定基準世帯世帯員の保険加入情報に係る情報連携については、情報連携を実施する方向で検討を進める。</p>	<p>6【内閣府】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であったり、情報連携の対象となっていない給付(給付額法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省) (2)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表の19)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であったり、情報連携の対象となっていない給付(給付額法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)</p>
<p>所有者を特定することが困難な土地については、支障事例があるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討していただきたい。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 前回回答以降、国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html">http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html</a>)</p>	<p>6【内閣府】 (2)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的用途のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (関係府省:総務省、法務省、農林水産省及び国土交通省)</p>